心身障害者扶養共済制度

この制度は、療育手帳や身体障害者手帳などを持つ人を現に扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることで、保護者に万一のこと（死亡や重度の障害を負うなど）があったときに、対象者に終身一定額の年金を支給するものです。

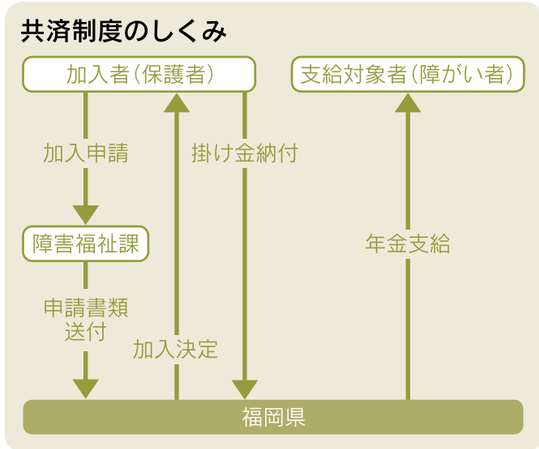

加入要件

●支給対象となる人

次のいずれかに該当する人が支給対象となります。

①療育手帳所持者

②身体障害者手帳（1級から3級まで）所持者

③難病患者、精神病患者などで、その状態が①・②と同程度と認められる人

●加入できる保護者

次のすべての要件を満たす人が支給対象となります。

①加入する年度の4月1日の時点で65歳未満の人

②特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態の人

※健康状態によっては、この制度に加入できない場合があります。

掛け金月額

加入時の保護者の年齢によって異なり、最大2口まで掛けることができます。（1口当たり月額9300円から2万3300円）

※掛け金の納付が困難な人に対しては掛け金の補助（1口のみ）があります。

年金の受け取り

保護者が死亡または重度の障害を負った時から年金を受け取ることができます。

月額 2万円（1口当たり）

●加入の問い合わせ

この制度に加入したい場合は、個別の事例によって、内容が異なってきますので、市役所障害福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ
糸島市障害福祉課
☎(332)2073

放課後児童クラブ

春季臨時入所児童の受付

入所期間 3月24日（木）から4月5日（火）まで

入所要件 保護者が仕事などで昼間家庭にいない、小学校1年生から3年生までの児童

※勤務証明書などの提出が必要です。

活動内容 遊びを中心とした活動（弁当持参）

利用料金 （別途要保険料）

①月曜から金曜日まで利用の場合 3000円

②月曜から土曜日まで利用の場合 3700円

※父・母子家庭、兄弟姉妹の2人目以降の入所は、減免の対象となりますので、減免申請書の提出が必要です。

申込方法 入所申請書に必要事項を記入の上、勤務証明書などを添えて、各放課後児童クラブまたは、市子ども課に提出。（二丈支所、志摩支所でも受け付けます。）

受付期限 2月28日（月）

※放課後児童クラブは、日曜日を除きます。

※市、支所は、土・日・祝日を除きます。

※申請書は、市役所子ども課、二丈・志摩支所、各放課後児童クラブに備え付けています。

※申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

元気に宿題をする子どもたち

問い合わせ
糸島市子ども課
☎(332)2074

国民年金保険料の口座振替またはクレジットカードによる前納をお勧めします

国民年金保険料の支払方法として、納め忘れがなく、割引制度も利用することができる口座振替またはクレジットカードによる前納を勧めています。

平成23年度分前納手続きは2月末日までに

国民年金保険料は、納付書を使って金融機関やコンビニエンスストアで納める方法と、口座振替やクレジットカード納付、パソコンや携帯電話を利用した納付方法があります。

口座振替やクレジットカード納付であれば「つい、うっかり…」といった保険料の納め忘れがなく、割引制度も利用できます。この機会にご検討ください。

口座振替方法は4種類

①当月分を翌月末日に振替

②当月分を当月末日に振替

③1年分をまとめて4月末日に前納振替

④半年分をまとめて4月と10月末日に前納振替

※②から④は割引対象です。

クレジットカードの納付方法は3種類

①当月分を当月末日に納付

②1年分をまとめて4月末日に前納

③半年分をまとめて4月と10月末日に前納

※②、③は割引対象です。

平成23年度の1年分または6か月分（4月から9月まで）の保険料を口座振替やクレジットカードで前納する場合は、2月末日までに金融機関や年金事務所、市役所国保年金課（各支所でも可）で手続きをしてください。ただし前年度から継続して前納している場合は、新たに手続きをする必要はありません。

口座振替の手続き方法

年金手帳、預金通帳、口座届け出印を持参。

カード納付の手続き方法

年金手帳、クレジットカード、印鑑を持参してください。カード名義人が自署する箇所があるので名義人本人が手続きに行かれることをお勧めします。

問い合わせ
糸島市国保年金課
☎(332)2071
西福岡年金事務所
☎(883)9962

後期高齢者の健康診査

まだ受診していない人は、早急に受診しましょう

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に健康診査を実施しています。該当者には平成23年3月末まで受診できる受診票をお送りしています。

福岡県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に健康診査を実施しています。

該当する人には、昨年の4月下旬に、今年3月末まで受診できる受診票をお送りしています。

まだ、受診をされていない人は、保険証と広域連合が郵送した受診票を持参の上、指定医療機関などで早急に健康診査を受診してください。

健康診査にかかる自己負担額は、500円です。

また、指定医療機関につきましては、受診票に一覧表を同封していますので、参照してください。

受診票をなくした場合は再発行しますのでお問い合わせください。

問い合わせ
福岡県後期高齢者医療広域連合
お問い合わせセンター
☎(651)3111